

## 個人情報の適正な管理について

◆研修例＝各自記入（5分）＋グループ協議（5分）＋全体共有（5分）〔1シート約15分〕

〇〇学校では、テスト結果や成績表等の児童生徒の個人情報に関するデータは、学校からの持ち出しが原則禁止されています。ただし、やむを得ない場合、校内で定めた手続きや留意事項を守ることで許可されています。

本日、★★先生はこのようなデータをやむなく持ち出すことになりました。

以下の場面に分けて、どんなことに気をつけなければならないか、あなたの学校での持ち出しに関する手順の流れや取扱い上の留意事項等をもとに考えてみましょう。

- (1) 学校を出るまで
- (2) 学校から自宅に帰るまで
- (3) 自宅での作業及び作業終了後

※箇条書きでまとめてみましょう

- (1) 学校を出るまで

- (2) 学校から自宅に帰るまで

- (3) 自宅で作業するとき・作業終了後

## 個人情報の適正な管理について

○以下のような点が挙げられているか確認しましょう。

### (1) 学校を出るまで

- ・学校長又は学校長の指定する者の許可を得ること。
  - ・持ち出すデータを持ち出し簿等に記録すること。
  - ・USBメモリ等による場合、該当データに暗号化等の漏えい防止対策をすること。
  - ・持ち出すデータは最小限にすること。 等
- ※学校で決められた具体的な手順やルールを守ること。

### (2) 学校から家に帰るまで

- ・自宅に直帰すること。
  - ・万一、途中で買い物、会合等への参加の必要がある場合、常にデータを携行すること。
- 等

### (3) 自宅で作業するとき・作業終了後

- ・学校長又は学校長の指定する者に報告すること。
  - ・USBメモリ等を学校に返却する場合は、保存データを削除すること。
- ・自宅で使うコンピュータにも、ウイルス対策ソフトの導入、OSのアップデート(最新の状態に更新)がされていること。
- ・ファイル交換ソフトがインストールされていないこと。
  - ・自宅のPCにファイルをコピーした場合、作業終了後、必ずファイルを削除すること。 等

※答案の採点、成績や生徒指導の記録等、個人情報を扱う業務は、原則、校内で行うことが基本です。万一、個人情報を持ち出さないといけない場合は、情報漏えい等の問題が起きないように一人一人が正しい知識と高い意識を持つことが大切です。

(参考)

- ・「学校における個人情報の持出し等による情報漏えい等の防止について（文部科学省）」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin/info/001.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin/info/001.htm)
- ・「岡山県総合教育センター」  
<http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/chousa/kiyou/h22/10-06pack/>
- ・「個人情報の適正な管理について（通知）」  
平成 24 年 1 月 10 日付け教教第 2720 号-1 教企第 1248 号-1